

研修参加要領

福島県看護協会主催による研修会の参加要領です。

福島県並びに日本看護協会委託の研修については、対象施設へ別途送付される開催案内をご覧ください。

1 参加条件

- (1) 各研修の対象となり、また、その学習段階にあること
- (2) 全日程を通して研修に専念できること（研修日に夜勤や当直などの就業を兼務しない）

2 申込方法

所属の看護職責任者を通してお申し込みください。個人会員は直接お申し込みください。なお、申込時、会員の場合は会員料金で受講できます。

※福島県並びに日本看護協会委託の研修については、別途送付される開催案内をご覧ください。

(1) 看護部で申込者を取りまとめる

下記様式を本冊子よりコピーするか、ホームページよりダウンロードしてご使用ください。

継続教育の範囲	様式
ジェネラリストを育成する教育 教育者・研究者を育成する教育 管理者を育成する教育	様式1
看護研究実践	様式1・様式5
認定看護管理者ファーストレベル	様式2・B票
認定看護管理者サードレベル	様式3・B票・セカンドレベル修了証書の写しまたはC票* *C票はセカンドレベルを修了していない看護部長相当職もしくは副看護部長相当職（就任1年以上）の者が使用する。
認定看護管理者教育課程聴講	様式4

(2) 申込書に返信用封筒を添付し申込期間内に郵送する

宛先明記、切手を貼付した返信用封筒〔角2（24 cm×33.2 cm）〕を申込書それぞれにクリップで留め、一括申込期間内に届くよう郵送してください。

〔宛先〕看護職責任者（看護部長等）宛とする。

- 〔切手〕 1～4名 申し込む場合 120円切手を返信用封筒に貼付する。
- 5～12名 申し込む場合 140円切手を返信用封筒に貼付する。
- 13～21名 申し込む場合 205円切手を返信用封筒に貼付する。
- 22名以上 申し込む場合 250円切手を返信用封筒に貼付する。

※申込期間は毎月下旬ですが、認定看護管理者教育課程についてはファーストレベル3月15日～21日、サードレベル7月3日～10日となります。

(3) その他

- ・参加条件を満たしていない場合や申込期間外は受付できません。
- ・複数回開催される研修の研修日の指定はできません。
- ・入会・継続手続後、氏名または勤務先、職種に変更のあった場合は、ホームページより登録事項変更届をダウンロードし、申込書と一緒に提出してください。

3 申込先

〔ジェネラリストを育成する教育〕 〒963-8871 郡山市本町1-20-24 福島県看護協会 教育研修課

〔教育者・研究者を育成する教育〕 //

〔管理者を育成する教育〕 〒963-8871 郡山市本町1-20-24 福島県看護協会 認定教育課

4 受講決定

申し込みのあった月の翌月中旬に看護職責任者宛通知します。責任者より受講票と受講料の払込取扱票をお受け取りになり、指定期日までに受講料をお支払いください。なお、個人会員には直接本人宛通知します。

※原則、参加条件を満たしていれば受講できますが、研修内容や会場の都合により調整することがあります。この場合は会員を優先し、各施設のバランス等考慮の上、申込書記載の優先順位により受講を決定します。また、認定看護管理者教育課程については、課題レポートの評価により受講を決定します。

5 受講料納入

コンビニのレジに払込取扱票を提示し、現金でお支払いください。なお、受講料には消費税及び手数料等が含まれています。受領証をもって領収証に代えさせていただきます。

※上記以外の方法（振込、インターネットバンキング、クレジットカード等）での受講料の支払いはできません。

6 研修当日

(1) 時間

10:00～16:00（受付 9:00～9:50/オリエンテーション 9:50～10:00）

下記研修は開催時間が異なります。

- ・ 認定看護管理者教育課程 9:30～16:30（受付 8:50～9:20/オリエンテーション 9:20～9:30）
- ・ 災害支援ナース育成研修 9:30～16:30
- ・ 医療安全管理者養成研修 5月23日(火)のみ 9:30～16:30

※福島県並びに日本看護協会委託の研修については、別途送付される開催案内をご覧ください。

(2) 会場

福島県看護会館みらい（裏表紙参照）

※駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用願います。

(3) 持参物

受講票 会員証（会員のみ） 教育研修計画（会員のみ） 筆記用具

※他に持参する物がある場合には受講票に記載します。

※研修会場は建物の構造上、室温調整が難しいので、衣服や膝掛け等で調節できるようご準備ください。

(4) 受講証明

全日程を受講した場合に、巻末の受講証明書に証明印を押印します。証明を希望する場合は、証明書に氏名及び県会員No.を記入の上、研修終了後（複数日開催の場合は最終日）、受付に提示してください。なお、公共交通機関が遅れた場合には、遅延証明書を提出いただくことで対応します。

※本証明は、個人履歴としてご活用ください。また、本協会主催の研修会及び学会は、日本糖尿病療養指導士認定更新に必要な＜第1群＞自己の医療職研修の対象となります。

7 個人情報の取り扱いについて

申し込みの際に得た個人情報は、研修会開催に伴う書類作成等に用い、この利用目的以外には使用しません。

8 その他

- ・ 受講決定後のキャンセルはできません。但し、止むを得ない事情により受講できなくなり、代替りの者を出席させたいときは、看護職責任者より研修日前日の昼までにご連絡ください。連絡のない場合の変更は認められません。
- ・ 受講料は指定期日までにお支払いください。受講しなかった場合の返金はいたしません。
- ・ 悪天候や講師の都合により開催を見合わせる場合があります。その際は、研修日前日の夕方までに看護職責任者宛連絡をし、ホームページに掲載します。
- ・ 発熱やインフルエンザの症状がみられるときは、感染症対策上、受講を見合わせてください。
- ・ 研修中のトラブルや事故、けが等については責任を負いかねます。
- ・ 弁当を500円（税込）で販売します。販売日については、ホームページでご確認ください。